

令和2年度「港区における障害児支援のあり方検討会」会議録(要旨)

会 議 名	令和2年度港区における障害児支援のあり方検討会
開 催 日 時	令和2年9月16日(水) 午後6時から8時まで
開 催 場 所	港区立教育センター 研修室1
委 員	<p><出席者> 13名 湯川会長、篠崎副会長、前田委員、田村委員、吉井委員、沼倉委員、小笹委員、野上委員、山越委員、瀧島委員、高山委員、高松委員、酒井委員</p> <p><欠席者> なし</p>
事 務 局	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課 特別支援教育担当
会 議 次 第	1 開会 2 委員委嘱 3 委員紹介 4 議題 (1)来年度の方向性について ①スクールカーについて ②特別支援学級の設置について ③医療的ケア実施体制の充実について (2)学びの多様性推進事業の進捗について 5 閉会
会議の結果及び主要な発言	
(発言者)	
会長	1 開会 (開会の挨拶)
会長	2 委員委嘱 委嘱状は机上に置いています。区の委員は委嘱状を省略します。
	3 委員紹介 (各委員より自己紹介)
会長	4 議題 (1)来年度の方向性について ①スクールカーについて (事務局より説明) 意見、質問等がありますか。
委員	なぜスクールカーが議題に挙がっているのか、前提条件を教えてください。また、

	<p>60分問題について東京都と調整とありますが、交渉して解消させる手立てがあるのか、教えてください。</p>
事務局	<p>60分問題について、東京都が往復60分で通学可と政策に掲げていることが前提条件です。都立特別支援学校の児童なので東京都のスクールバスでの送迎が本来のあるべき姿ですが、過去に区が肢体不自由の特別支援学級を廃級するため通学に支障が出るので、都立特別支援学校までスクールカーを出す申し出をしたことが始まりとなり、それからずっと続いて今に至ります。今後、正式なルートである東京都のスクールバスを活用して通学してもらうのか、区のスクールカーを利用しての通学も続けていくのか本検討会で各委員よりご意見をいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>バスを増便すると到着は早くなりますか。</p>
会長	<p>区が配備しているスクールカーの乗車場所と乗車時間について、自宅近くに乗車場所を設けて乗車時間30分程度とは、区のスクールカー利用者22名が30分以内に各都立特別支援学校に行くことができている、ということですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>港区から直接行けば60分以内で行くことが可能だが、東京都のスクールバスだといくつかを周るので60分を越えてしまう、ということですね。</p>
委員	<p>各都立特別支援学校のスクールバス送迎の「延長分」は、区まで送迎が伸びたらこの時間で行く想定時間と理解していますが、「延長分」が実現する可能性はありますか。</p>
事務局	<p>品川駅まで延長が可能かどうかは東京都と協議が必要です。</p>
委員	<p>私は東京都の教育庁に勤務していた経験がありますので、前提条件について説明します。肢体不自由の児童及びスクールバス乗車可能な児童に関して、全員を乗せることが東京都の運行基準です。しかしながら、港区の児童の保護者は、家の前まで来てくれるので港区のスクールカーを希望していると考えられます。港区が今後、スクールカーを中止するとしても、2～3年かけて行わないと義務教育に大きな混乱を招きます。また、60分問題は東京都の推進計画なので必ず実現すると思えます。この件に付随して港区がスクールカーの中止を決定した後、肢体不自由児童の保護者から港区内に肢体不自由の特別支援学級を設置して欲しいというニーズが出てきた場合、改めて設けることができるのかという問題がでてきます。都立学校の校長としての意見ですが、スクールカーは東京都と校長が悩むべき問題です。中期的な計画を立案して、東京都教育委員会と相談してください。肢体不自由の特別支援学校にどうしても60分で通えないのならば、都立学校の増設を要求してください。</p>

会長	委員の指摘の通り、すぐに実現できることではないので、前提条件として正しい認識を持った上で、今後調整していきたいと思います。
副会長	区としては、東京都というよりも、就学相談の段階で現状、東京都のスクールバスのコースがなく、保護者にどのように説明すべきか困っていました。早急な対応は難しいですが、区としてどのように考えていくか、委員指摘の前提条件を踏まえて東京都と交渉する等、区民のために調整したいと思います。
委員	前提条件が分かった以上、今後の検討の視点は、区としてどうしていくのかに収斂します。来年度の方向性は急変できないでしょうが、今後事務局で十分検討し提案してもらいたいと思います。
会長	区の教育委員会で今後の対応方針を検討してまとめていきたいと思います。
会長	②特別支援学級の設置について (事務局より説明)
会長	意見、質問等がありますか。
会長	令和2年度特別支援学級在籍児童・生徒数について、台場の7名は括弧書きの1名を含めた人数ですか。
事務局	括弧書きは医療的ケアが必要な児童数であり、それを含めた人数です。
委員	区が知的障害特別支援学級を新設したいと思えば新設は可能なのか、問題があるのか、その前提条件を教えてください。
事務局	前提条件として、東京都に申請をして許可が下りれば教員を配置してもらえます。設備面等は区の予算からの持ち出しになります。
委員	東京都の学級設置認可と開設に伴う事項について説明します。学級の設置は基本的には2年前に、港区の行政計画である特別支援教育の整備計画に位置づいているか協議が必要になります。また、確実に児童が入級する見込みの就学相談があるかどうかを詳しく確認します。さらに、学級分の教室の有無、多目的ルーム等の幾つかの基準を満たすかを確認し、どのような教員を充てたいか等の人事計画を含めて、東京都と港区が連携して立ち上げを行います。
会長	申請に至っているなので、委員説明の協議等は踏まえているという認識で良いですか。
事務局	はい。東京都のヒアリングの1回目は終了しています。
委員	「知的障害特別支援学級設置及び廃止の考え方」は、すべての知的障害特別支援学級についての前提的な考え方なのか、考え方の仕組みを教えてください。

事務局	すべての特別支援学級に適用される基準です。
委員	「知的障害特別支援学級設置及び廃止の考え方」がすべての特別支援学級に適用されるのであれば、新設の基準は必要なく、配置の基準に置換した上で廃止の基準を設けずに、需給に応じた休級・再開で臨機応変に対応できませんか。
委員	休級は全都的にはたくさんあります。施設は確保しておくのですが、教員の配置はなくなり、専門性の維持ができなくなる問題があります。廃級の場合、施設は他に転用できます。東京都下の他の自治体では教員の配置数の関係もあり、おおよその学区は決めつつも就学相談の時点でフレキシブルに対応しています。
会長	「知的障害特別支援学級設置及び廃止の考え方」の記載内容については、委員の意見を踏まえ事務局で修正をお願いします。
会長	<p style="text-align: center;">③医療的ケア実施体制の充実について (事務局より説明)</p> <p>意見、質問等がありますか。</p>
委員	今の説明に追加します。私は東京都全域で在宅医療を提供しているので23区の動向は把握しています。都立の特別支援学校も積極的に医療的ケアを進めており、特に人工呼吸器を必要とする児童の保護者からの自立を積極的に進めています。港区の看護師は質が非常に高く、今いる看護師たちが学校から離れていくと、今まで進めてきたことが瓦解する恐れがあります。港区が令和3年度以降に実施予定の、看護師をチームとして編成し、様々な場所に派遣する体制は他区でも採用されており、現在の潮流と言えます。東京都の中でも先進的だと思うので、この体制が継続できるように尽力して欲しいと思います。
委員	<p>「医療的ケア実施体制の現状と課題」について、看護師の雇用における会計年度任用職員と業務委託の記載ですが、もう少しわかりやすくしてはいかがでしょうか。会計年度任用職員は区の職員であり、校長の指揮命令で動くというメリットがあります。業務委託は指揮命令の及ばないところで業務サービスを受けるというデメリットがあります。また、教育委員会事務局内或いは教育センター内で看護師チームを会計年度任用職員として雇用し、現場にチームで派遣する、という方法が地方公務員法上できないのか精査することも必要ではないかと考えます。その上で地方公務員法上できないから業務委託に変更する、というのならば腑に落ちます。さらに、会計年度任用職員の給与水準は人事と折衝し、採用困難職種として賃金を上げる交渉を可能な限り行う必要があります。その上で業務委託を採用するのであれば納得できます。給与水準については庁内の他の会計年度任用職員とのバランスを考慮した上で記載する必要があります。</p> <p>会計年度任用職員と業務委託の両者の利点、欠点を再度検討するとともに関係部署と協議する必要があると思います。</p>

会長	業務委託等については人事と調整をしながら進めていきますが、看護師のチームとして対応する方向性は信任されたと認識しました。
委員	当園に医療的ケア児が1名、週3日登園していますが、現状、週1日しか看護師が来ておらず、あとの2日は保護者が来園し、つきっきりで付き添っています。保護者支援の観点から改善を希望します。また、看護師が巡回することになった際、幼稚園は人との信頼関係がないと様々なことが成立しないので、児童の成長に必要な前提条件として、同一人物の看護師が対応すべきだと考えます。
副会長	区としても後任の看護師を募集し続けているのですが、先ほどの課題になります。根本的に人が集まらず、解決しなければならないと思っています。また、同一人物による医療的ケアについてですが、児童の成長に応じて、チーフナースや幼稚園と相談をしながら、児童にとって良いケアができれば良いと思います。
委員	東京都の観点では、会計年度任用職員が教育委員会に籍を置いて様々なところに業務として赴くことは可能だと思います。また、看護師にはショートタイム、ロングタイム等様々な雇用形態を用意することが大事です。さらに、配置場所を加味して通勤時間を短くすることで実質時給を上げることも有効です。本校に採用募集の横断幕を掲げたところ求人が来るようになった経緯から、開拓の方法はあると考えます。加えて、先ほど委員から提案のあった一児童に対して同一人物の看護師が医療的ケアを担うべきという意見について、働き方改革の観点から、一児童に対して2～3人の看護師が対応できるようにしたほうが良いと考えます。
副会長	医療的ケアに従事する看護師の雇用形態について、区の看護師は時給1,344円の任用形態しかないので、医療的ケアを行う看護師には高い技能が求められることから1,344円の枠ではなく、もう少し時給の高い枠を設けられないか教育委員会事務局として人事に相談をしました。その中で、看護師に優劣があるのかという議論になり、難しいという回答を受けました。その後、二度ほど交渉したものの回答は変わりませんでした。また、有能な看護師を集めることが難しい現状があり、人事としては業務委託にした方が質の担保ができ、担当看護師の不在時も配置ができるのではないかとのことでした。総合的に判断し、業務委託という方向性で考えていたところです。本検討会で出た意見を整理して、一番良い在り方を教育委員会事務局として考えていきます。
委員	現場の意見として2点あります。1点目は看護師の給与が安すぎます。同じ看護師免許を持っていても同じように仕事ができるわけではないので、優秀な看護師を確保するには能力に合った給与の保障が必須となってきます。また、港区では医療的ケアの難易度が高い児童が多く、優秀な看護師が必要です。2点目は貴重な看護師の労働力をうまく活用できていない現状があります。この2点を改善できるのであれば、どのような体制でも構いません。
委員	委員の意見を聞いて、同じ看護師だから同じ金額単価ということではなく、従事する業務の困難性・専門性に応じた単価になるべきだと考えます。また、保育課では

	<p>会計年度任用職員が1週間の中で勤務先を変えて勤務している現状があり、その問題はクリアできると考えます。教育委員会事務局は頑張って交渉をして欲しいと思います。</p>
会長	<p>方向性については、よろしいですか。</p> <p>(委員一同、異議なし)</p>
会長	<p>会計年度任用職員であっても、様々な運用の仕方等で対応できる部分もあるかもしれないという御意見もいただきましたので、港区における医療的ケア実施体制を充実させるためには、会計年度任用職員と業務委託のどちらが適しているか事務局で再度検討していきます。</p> <p>(2)学びの多様性推進事業の進捗について (事務局より説明)</p>
会長	<p>意見、質問等がありますか。</p>
会長	<p>特別支援教室と適応指導教室に通っている児童しか、本事業に参加できませんか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>医療的ケア児の中には、通常の児童よりも論理的思考力等に優れる児童がいます。子どもたちの可能性を感じます。現在はインターネット等電子機器の発達により、想像力だけすごい仕事ができる時代です。そのような子どもたちのポテンシャルを生かせるような教育を、本事業に入れて欲しいと思います。</p>
委員	<p>本園の医療的ケア児は委員が述べたようなポテンシャルを持った児童です。現在、看護師とは別に安全管理という位置付けで介助員が来ていますが、本園の医療的ケア児には安全管理は必要なく、担任と連絡を取りながら児童がよりよく学ぶ支援ができるような、児童の成長につながるような経験に寄与できる立場の人に来て欲しいと思います。</p>
副会長	<p>現在、ある小学校に2年生の医療的ケア児がおり、看護師と教員免許を持ったH S T (ホスピタリティサポートティーチャー)との2人体制で児童をみており、幼稚園にもそのような新しい形の支援が必要なのかなと、委員の意見を聞いて思いました。今後の新しい視点として、協議をしていく必要があるかもしれません。</p>
会長	<p>他に意見はありますか。</p>
委員	<p>都立特別支援学校の観点から、障害児支援において、副籍も含めた区内小・中学校との交流を強く推し進めたいと思っています。</p>
会長	<p>今後の検討会で議論したいと思います。</p>

会長	5 閉会 (閉会の挨拶)
----	-----------------